

一般社団法人日本スポーツ整形外科学会  
役員選任に関する細則

(目的)

第1条 この規則は、定款第25ならびに28条に基づき、一般社団法人日本スポーツ整形外科学会（以下「この法人」という。）の役員を選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任方法)

第2条 役員を選任にあたっては選考委員会で適正な候補者を選考し、役員候補者は理事会の議を経て、総会において行う。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権は代議員がこれを有する。

第4条 被選挙権は、この法人の代議員のうち、選考する定時社員総会時に満63歳以下の者に限りこれを有する。

(改選数)

第5条 理事長は、選挙の行われる年の3月31日までに、改選数を公示する。但し、改選数は定款第24条の規定による。

(立候補の届出)

第6条 立候補しようとする者は、選挙の行われる年の6月30日までに本人の立候補届、代議員3名以上の推薦状を役員候補者選考委員会に提出しなければならない。但し、1名の代議員が推薦できる立候補者は2名までとする。

(役員候補者選考委員会)

第7条 選考委員会は以下の人員をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1名
  - (3) その他委員 5名
- 2 選考委員会は常設とし、委員長、副委員長およびその他の委員は、理事会の決議を経て選任される。それぞれの任期は、選任から2年後以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、2期までの再任を妨げない。
- 3 前項の選任にあたっては、各人の属する専門領域を斟酌して適正な均衡を図るように務めるものとする。
- 4 前項に定める専門領域とは概ね次に掲げる医療の分野とする。  
膝関節外科、肩関節外科、肘関節外科、手外科、股関節外科、脊椎外科、足の外科、リハビリテーション科、その他医学界において専門分野として確立された科目
- 5 この法人は、選考委員会の各委員の氏名を公表しない。

6 選考委員会の議事の内容は非公開とする。

(選考委員会による提案)

第8条 選考委員会は、理事、監事の候補者を選定し、選定された候補者を理事会に提案する。

2 前項の選定にあたっては、各人の属する専門領域を斟酌し、その人数配分において偏りが生じないように調整を図ることができるものとする。

附 則

1 本細則の変更は理事会において行う。

2 本細則は 2024 年 3 月 12 日から施行する。